

令和6年9月能登半島豪雨の影響を受けて本来活動に従事することができない外国人の方へ資格外活動許可を付与する特例措置を実施しています

【特例措置の対象者】

次のいずれにも該当する方が対象となります。

① 今回の豪雨に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町）に住居地を有し就労の在留資格を有する方

② 一定の期間、今回の豪雨に起因して本来活動に従事することが困難であり、当該期間経過後、所属機関での活動を再開することが見込まれる方

※ 「一定の期間」とは、3か月を超えない範囲を言います。

【資格外活動許可の内容】

1日について8時間以内の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動

【資格外活動許可の期限】

許可期限は、許可日から3か月となります。

ただし、許可期限が在留期限を超える場合は、在留期限が期限となります。

本特例措置の詳細については、出入国在留管理庁ホームページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16->

[8.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html))をご覧ください。

